

浦安の景観まちづくり

平成19年3月から始まった景観計画等策定協議会（以下「協議会」という）では、すでに策定されていた浦安市景観マスタープランの考え方に基づいて、良くない景観を改善し、良い景観を守り育てるという方針で、景観計画を立案してきました。

景観計画とは、景観法に基づく計画です。

市域全域を対象として、景観形成の基本的な方針、それを達成するために必要な建築物等の規制や誘導について、考え方や基準が書かれています。景観行政のよりどころとなる大切な計画です。さらに、市民の景観まちづくり活動の支援についても盛り込まれています。

景観計画の検討では、協議会の他、パブリック・コメント、シンポジウム等を経て、議論は多岐に渡りました。これらは景観法に基づく景観計画という枠組みでは捉えきれない広がりを持っていました。そのような広がりがあったことは、市民が景観に期待を抱いていることの証左ともいえましょう。

このできあがった景観計画の中身と、市民おひとりおひとりの方が思い描く景観とは、少し違いがあるかも知れません。もっと踏み込んで書くべきではないかと不満をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。しかし、ご近所さんと景観まちづくりを実践したり、同じ関心を持つ仲間と議論をする過程で、各地域における景観イメージが共有されていけば、それを景観計画に反映させることができます。そのような活動を支援するために、市民が参画し、支え合う場である（仮称）景観フォーラムの設立も検討をしています。

協議会メンバーにとって、景観計画の策定は目標であったことはもちろんですが、このゴールが同時に、浦安の景観まちづくりの新たなスタートでもあるという認識はずっと共有されていました。

景観計画の策定を契機として、市民、事業者、市といった三者の協働による景観まちづくりをさらに展開させていきたいと思います。

景観計画等協議会会長／窪田亜矢

景観計画策定の背景と景観まちづくり

○ 景観とは

景観とは、私たちが日々接し、眺め、利用している“まちの風景・景色”のことであり、海・空・川・夕日などの自然と、建築物・緑・広告・道路・橋梁などの人工物や人間の営みが混じり合い、織りなす様（さま）なのです。

また、景観は多くの人々の生活に根ざしたものであり、そのまちの歴史や文化、価値観、雰囲気、暮らしやすさなどをあらわしたものです。

景観は、私たちの暮らしに係わる重要なことなのです。



○ 浦安の景観

私たちの浦安は、三方を水に囲まれ、広い空と海を望むことができ、四季の変化に富んだ街路樹や庭木が育ち、デザインされた建築物や道路もあり、美しい景観を体感できます。また、漁師町の歴史や文化に根ざした雰囲気や建築物が所々に残されています。そして、私たちの日々の暮らしに息づいたまち並みを見ることができます。

このような景観は、市民共通の財産です。より良く継承し、また改善しながら、次世代に引き継ぐことが求められています。



○ 景観まちづくり

景観まちづくりとは、道路、橋梁、建築物などの整備や、歴史的資産の保全、地域の住環境を守るルールづくり、清掃や美化の活動など、景観への取り組みの総称です。

市では、シンボルロードの整備、境川の改修、新浦安駅などの駅周辺の整備、景観ガイドラインによる誘導、うらやす景観八景の選定などに取り組んできました。また、清掃、花植え、まち案内、水に親しむ活動などに、自主的に取り組む市民や事業者などが見受けられるようになりました。

浦安の景観は、長年にわたる、多くの人々の地道で様々な取り組みの結果であり、地域のまちづくりと切り離し難いものです。

これからは、市民、事業者、市が協働して、場所ごとの特性をいかした景観まちづくりに取り組むことが求められています。



そして、景観まちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待できます。

【豊かな日々の暮らしを育み地域力を高める】

魅力ある景観のあるまち暮らすことは、人々に快適感や満足感を与え、まちに愛着や誇りを育むこととなります。また、商店街などの活性化、土地の資産価値を高めるなど地域経済への貢献も期待できます。

このように、景観まちづくりは「地域力」を高めることに大きな貢献ができるのです。地域間競争の時代に、他の地域との差別化を演出する最も有効な指標の一つとして、美しい景観とそれを生み出す景観まちづくりが大きな意味をもつのです。

【交流が広がる】

景観まちづくりを通じて育まれる人々の交流は、地域のコミュニティの活性化に貢献します。また、景観まちづくりに関する情報発信を通じて、さまざまな地域の人々との交流を拡大する機会をつくりだします。

【子供たちに魅力あるまちを引き継ぐ】

まちの景観は、そこで暮らす人々の記憶（心象風景）として、長く心の中に刻み込まれます。

美しく、魅力ある景観を備え、心豊かに成長できるまちは、子供たちにも計り知れない恩恵を与えてくれます。そのようなまちをつくり、子供たちに引き継ぐことがこれからのまちづくりには大切です。



○ 景観法

景観法は、平成16年6月に制定されたわが国初めての景観についての総合的な法律です。景観法では、良好な景観の形成を図るための基本理念、国等の責務、景観計画の策定、良好な景観の形成のための規制などについて定めています。

その特徴は、良好な景観が現在及び将来の国民共通の資産であることを初めて明示したこと、良好な景観の形成を推進する各種支援ツールを整備したこと、その運用を市町村など地方自治体の裁量に大きく委ねていることなどです。

○ 景観行政団体

景観行政団体とは、景観法に基づき、地域における景観行政を一元的に担う主体です。都道府県、指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となります。その他の市町村は、景観行政に意欲のあるところが、都道府県知事と協議し同意を得て景観行政団体となることができます。一つの地域では都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

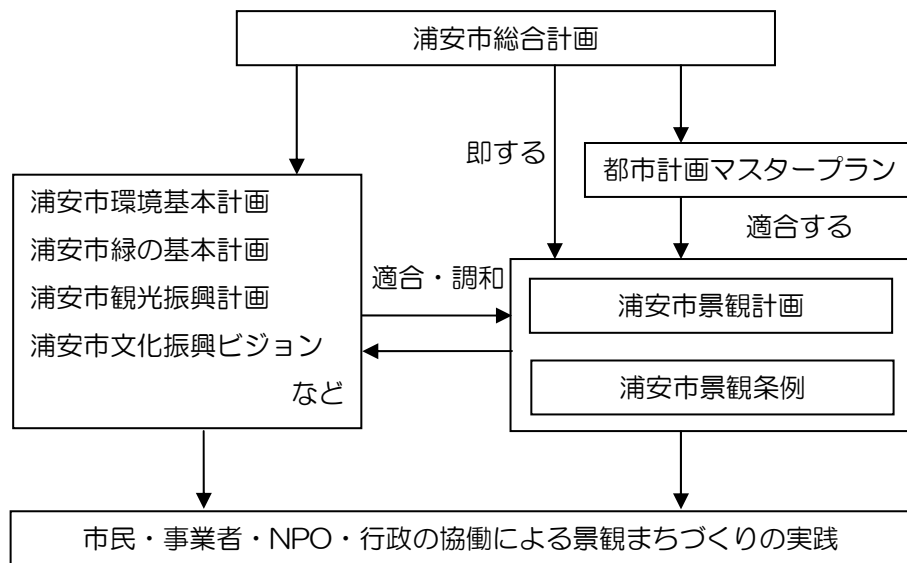
景観行政団体になると、景観計画を策定するなど、独自の景観まちづくりへの取り組みを進めることができます。

本市は、平成18年6月1日に景観行政団体になりました。

○ 景観計画の位置付け

景観計画は、本市の景観まちづくりへの取り組みを総合的に定める計画です。計画では、景観の形成の基本的な方針、建築物などの景観形成の基準、景観形成上重要な公共施設の位置付けや整備の方針、市民との協働による景観まちづくりの考え方などを定めます。

景観計画は、浦安市総合計画に即し、浦安市都市計画マスタープランに適合し、関連する計画との適合や調和を保つことが、景観法の中で定められています。



○ 浦安市景観計画の構成

浦安市景観計画は、次のような構成です。

- 第1章 景観計画区域
 - ・景観法を活用し、景観計画を定める範囲を定めます。
- 第2章 基本理念・基本目標
 - ・景観まちづくりの基本理念を定めます。
 - ・基本理念を達成するための基本目標、基本方針を定めます。
- 第3章 景観まちづくりの区分設定
 - ・地域特性をいかしたきめ細やかな景観まちづくりを行うため、「ゾーン」「拠点」「景観重点区域」の3つの区分を定めます。
- 第4章 景観まちづくりの拠点
 - ・拠点での景観まちづくりの目標と方針を定めます。
- 第5章 ゾーンにおける景観まちづくり
 - ・ゾーンでの景観まちづくりの目標と方針を定めます。
 - ・ゾーンのなかの特徴的な場所について、景観形成の方針を定めます。
 - ・ゾーンや建築物等の用途ごとに、景観の形成の基準を定めます。
- 第6章 景観重点区域の景観まちづくり
 - ・これまで計画的な景観まちづくりに取り組んできた「新浦安駅周辺」と「新町地域」を景観重点区域に指定します。
 - ・景観重点区域での景観まちづくりの目標と方針を定めます。
 - ・重点区域のなかの特徴的な場所について、景観形成の方針を定めます。
 - ・建築物等の用途ごとに、景観の形成の基準を定めます。
 - ・特に、新町地域で今後開発が予定されている街区について、景観の形成の方針を定めます。
- 第7章 建築行為などの規制誘導
 - ・建築物などの規制・誘導の方法、対象、事前協議や届出手続きについて定めます。
- 第8章 屋外広告物の表示及び掲出に関する方針
 - ・屋外広告物の表示や掲出について、基本的な考え方を定めます。
- 第9章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針
 - ・景観上重要な建造物や樹木について、指定の考え方を定めます。
- 第10章 景観重要公共施設に関する事項
 - ・景観上重要な公共施設について、基本的な考え方を定めます。
- 第11章 育む環境づくり
 - ・市民、事業者、市の協働の考え方、協働による景観まちづくりの実現に向けた環境づくり、取り組み方針、活動支援について定めます。